



令和 3 年 第 6 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 3 年 6 月 2 9 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和3年第6回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和3年6月29日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	32	農地法第3条許可申請について
3	33	農地法第5条許可申請について
4	34	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6月29日	午後9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第4号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

14番 桑原和英 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 30 分 開会

議長 開会前にお知らせします。

本日 14 番桑原委員から、所要のため欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 3 年第 6 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

11 番中原委員、12 番俵積田正康委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号 12 号)

整理番号 12 号の申請地は、東鹿籠字中野ノ一〇〇番〇、畑、819 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、67 歳、桜山東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、公務員兼農業、59 歳、妙見町にお住まいです。

申請事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号 12 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 12 号の申請地については 3・4 ページに掲載してあります。

申請地は、下園公民館から南東〇〇m の中野基盤整備地区内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 12 号について、今給黎委員をお願いします。

5 番 (今給黎委員) 整理番号 12 号について報告いたします。

6 月 9 日に譲受人の母親である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人から申し出があり自宅から近いという事で交換譲渡を受けるものであります。

譲受人は中村集落に居住し公務員兼農業で、土日を利用して農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、北側は芋の育苗用のハウス、南側は野菜畑、東側及び西側は甘しょ畑であり、現在、甘しょ作付畑となっています。

取得後は、甘しょ等の作付畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農地法第3条許可申請の整理番号12号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は7件で、所有権の移転に関する申請が5件、使用貸借権の設定が2件です。

[整理番号22号]

整理番号22号の申請地は桜木町〇〇番〇、畑、35㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は通路です。

申請事由は、「譲受人が所有する畑への通行を確保するため、北側の一部を分筆、交換し、申請地を通路として利用するため。」とのこと。

申請地は8ページに掲載してあります。

枕崎終末処理場より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種住居地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

転用目的は通路で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は35㎡で問題のないものと思われま。

駐車場、家庭菜園への転用にあたり、現状のまま利用し、東側は既存の擁壁、西側にはブロック積を施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号23号]

整理番号23号の申請地は桜木町〇〇番〇, 畑, 174 m²外1筆, 合計219 m²です。
譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 会社員, 他1名です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいで狭いので, 申請地に住宅を建築し, 転居したい。」とのことです。

申請地は8ページに掲載してあります。

枕崎終末処理場より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種住居地域の指定がされており, 都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は219 m²で問題のないものと思われれます。

造成については, 整地のみおこないますが, 西側は既存の擁壁があり, 東側及び南側はブロック積みを施します。

建物は, 高さ5.0mの平屋ですが, 境界から1m以上程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号24号〕

整理番号24号の申請地は塩屋北町〇〇番, 畑, 104 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は, 「来客用の駐車場がないため, 申請地を駐車場として確保し, 一部を家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車2台分駐車場と家庭菜園です。

整理番号24号の申請地は, 11ページに掲載してあります。

火之神保育園から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており, 都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は104 m²で問題のないものと思われれます。

駐車場及び家庭菜園への転用にあたり, 西側半分の駐車部分は周囲をブロック積み, 砂利敷きで30cmの盛土をおこない, 道路と同じ高さにします。

菜園地は現状のままで, 整地のみです。周囲には既存ブロック積が施してあり, 更に, 南側にブロックを積み増します。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号25号〕

整理番号25号の申請地は塩屋北町〇〇番, 畑, 539 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 社会福祉法人の職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 会社役員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、申請地を取得し、自分の家を持ちたく申請するため。」とのことです。

申請地は 13 ページに掲載してあります。

塩屋北町，柳田運送から南西側約〇〇m に位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 539 m²であります。

県の実施基準によれば，概ね 500 m²となっておりますが，分筆して，一般住宅を建築後の申請地の残りの敷地は，狭く，周囲が宅地で囲まれていることや，今後の農作物の作付地としての利用は低いと思われ，また，西側の非農地判断された畑と同様に荒廃化し，周囲の農地に影響を及ぼす恐れもあることから，農地と残しても，その効果は見込めないと思われま。

その分を駐車スペース及び家庭菜園として有効利用していきたいとのことです。

また，譲渡人が土地の全部を譲りたいとの要望もあり，申請人からの理由書も提出されております。

一般住宅転用にあたり，現況のまま，整地をおこないますが，北側及び南側には，既存のブロック積み，西側農地境界には 60cm のブロック壁を施します。

建物は高さ 8.9m の二階建てであり，境界より 2.0m 以上控えて建築します。

また，申請地への出入りにあたって，歩道及び塩屋公民館所有の防風林跡地を通行しますが，同意は得ているとのことです。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

[整理番号 26 号]

整理番号 26 号の申請地は大塚中町〇〇番〇，畑，405 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，自営業兼農業です。

貸人は〇〇〇〇さん，農業です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の子です。

転用目的は，来客用駐車場です。

申請事由は，「経営する園芸店及び宿泊施設の駐車場が不足しており，子の所有である，隣接する申請地を借受け，来客用駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は，15，16 ページに掲載してあります。

大塚公民館より北東側約〇〇m 及び国道 226 号沿い，大塚南町，畠野商店西側〇〇m に位置します。

農地の区分は大塚集落外周部に位置しますが，南側の大塚花き団地方向へ 10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されます。

申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を駐車場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は来客用駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は 405 m²で問題のないものと思われま

す。計画内容は、花き栽培に、利用されていない農地を活用し、普通自動車 8 台と軽自動車 2 台分の駐車場の整備です。南側の道路と同じ高さにするため、1m の切土をおこないますが、擁壁を施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 27 号]

整理番号 27 号の申請地は白沢東町〇〇番〇，畑，82 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「申請人の妻の実家がある枕崎に居住するため、住宅を取得するが、来客のための車置場がないので、申請地を来客用駐車場として利用したい。」とのこと

です。申請地は、18・19 ページに掲載してあります。

東白沢公民館の東側約〇〇m に位置しています。

農地の区分は集団性が 10ha 以上の第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を駐車場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は 82 m²で問題のないものと思われま

す。駐車場の転用にあたり、現況のまま、整地のみで、東側境界には既存のブロック、北側及び西側は申請地より一段高くなっております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 28 号]

整理番号 28 号の申請地は駒水町〇〇番〇，畑，855 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，農業です。

申請人は父母と農業に従事し、加工大根等の栽培及び茶業を経営する認定農家です。

貸人は〇〇〇〇さん，農業です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の親です。

転用目的は農家住宅です。

申請事由は、「現在、借家であり、実家に隣接する申請地に農家住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、21・22 ページに掲載してあります。

駒水集落研修館より北東約〇〇m の集落内に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を農家住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、農家住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟及び農業機械搬送用トラック1台を格納する倉庫1棟の建築と併せて、摘採機、防除機各1台及び肥料などの置場の整備であり、一部を家庭菜園として利用します。

計画面積は820㎡で問題のないものと思われま

す。農家住宅への転用にあたり、東側境界には既存のブロックが施してありますが、南側は、擁壁を設置します。

建物の高さは5.3mの平屋であり、周囲境界より1.8mから18m控えて建築します。

また、申請地への通行については、南側及び西側に隣接する父親所有の雑種地からおこない、その承諾は得ております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号22号から25号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員） 6月17日に今給黎農業委員、桑原推進委員、俵積田推進委員、中原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号22号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇さんです。

転用目的は通路です。

22号の申請地は、説明にありましたとおり、桜木町に位置する農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地北側は道、東側は住宅、西側は整理番号23号の申請地、北側は市道、南側は畑です。

駐車場、家庭菜園への転用にあたり、現状のまま利用し、東側は擁壁があり、西側にはブロック積を設置し、周辺土地への土砂雨水が流出する恐れはありません。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び北側側溝へ放流により処理する計画です。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われま

整理番号23号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

23号の申請地は、説明にありましたとおり、桜木町に位置する農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地は、北側は市道、南側及び西側は畑、東側は整理番号22号の申請地です。

西側は最近設置されたL型コンクリートの擁壁があり、東側及び南側はブロック積みを設置し周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋ですが、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、北側側溝へ放流により処理します。

生活排水も北側の道に埋設されている下水道管へ排水します。

また、西側農地へ土砂が流れ出す恐れがありましたので、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして整理番号24号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

24号の申請地は、説明にありましたとおり、塩屋北町に位置する農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地北側は転用された雑種地、東側は畑、南側及び西側は市道です。

西側の駐車場部分は周囲をブロック積をし、砂利敷きをおこない、菜園地は現状のままで、整地のみです。

周囲にはブロック積がありますが、更に、南側に3段のブロックを積み増し、進入防止及び周辺土地へ土砂雨水の流出を防止します。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理します。

更に、流れ出すものは、西側の市道側溝へ放流します。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして整理番号25号について報告いたします。

立会人は住宅の工事関係者である〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

25号の申請地は、説明にありましたとおり、塩屋北町に位置する農地で、現在、耕作放棄されたカヤ畑です。

申請地の北側は宅地、西側は畑、東側は道路、南側は宅地です。

北側及び南側には、ブロック積みがあり、西側農地境界にはブロック壁を設置し、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は二階建てであり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、溜桝及び東側・側溝へ放流により処理します。

生活排水も東側市道に埋設されている下水道管へ排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告終わります。

議長 次に、整理番号26号から28号について、今給黎委員お願いします。

5番（今給黎委員） まず整理番号26号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は園芸売店・宿泊施設の駐車場が不足しており、来客用駐車場として利用したいということです。

26号の申請地は、説明にありましたとおり、国道266号線沿いの大塚中町に位置する集団的な農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側は貸人のハウス、東側は店舗敷地、西側は畑、南側は道です。

南側の道路と同じ高さにするため、切土をおこないますが、擁壁を設置し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、南側水路により処理します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に整理番号27号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

現在、市外に居住しており、今回は奥さんの実家のある東白沢へ帰ってくるということで、購入した自宅の前の敷地を駐車場として転用したいという事です。

27号の申請地は、説明にありましたとおり、白沢東町に位置する集団的な農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の南側は市道、その他周囲は耕作放棄地となっており、北側及び西側は勾配が急な斜面、東側は宅地です。

東側境界にはブロックが設置され、北側及び西側は申請地より一段高くなっているため、周辺土地への土砂雨水が流出する恐れはありません。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理します

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号28号について報告いたします。

立会人は、借人の父親と〇〇〇〇行政書士です。

借人は茶業農家の後継者で、転用目的は農家住宅を建築するためのものです。

28号の申請地は、説明にありましたとおり、駒水町に位置する小集団の農地で、現在、耕うん管理された畑です

申請地は、北側及び東側は住宅地、西側及び南側は雑種地です。隣接する農地はありません。

東側境界にはブロック壁がありますが、南側は、今回擁壁を設置し、土砂雨水等が周辺土地に流出しないよう計画します。

建物は平屋であり、周囲境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、南側雑種地に排水管を埋設して、市道側溝へ放流します。

生活排水も合併浄化槽で処理後南側雑種地を介して、市道・側溝に排水します。

また、造成にあたっては、南側の農地への土砂流出の防止に努め、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われまます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員) 16ページをみてください。

整理番号26号について、国道沿いの土地は、〇〇〇〇さんが取得したものですか、国土交通省のものですか。

事務局 国土交通省の畑の部分のことを言っていると思いますが、ここの部分は既に現況が国道になっております。

国道として取得されている分で、地目のみまだ変更が完了していない状況があります。

申請人の敷地は、その北側です。

議長 いいでしょうか。

8番(俵積田広昭委員) はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

10番(畑野委員) 整理番号25号ですが、面積が500㎡を超えています、もう一度事務局の方からその理由を教えてください。

事務局 計画面積は539㎡であります。

県の実施基準によれば、概ね500㎡となっておりますが、分筆して、一般住宅を建築後の申請地の残りの敷地は、狭く、周囲が宅地で囲まれていることや、今後の農作物の作付地としての利用は低いと思われ、また、西側の非農地判断された畑と同様に荒廃化し、周囲の農地に影響を及ぼす恐れもあることから、農地と残しても、その効果は見込めないと思われまます。

したがいまして、駐車スペース及び家庭菜園として有効利用していきたいとのことです。

また、譲渡人が土地の全部を譲りたいとの要望もあり、理由書も提出されている状況です。

議長 いいでしょうか。

10番(畑野委員) はい。

議長 ほかにございませんか。

10番(畑野委員) 27号の今回の住宅取得する土地は、どの土地ですか。

5番(今給黎委員) 申請地の駐車場の真南の〇〇〇〇さん名義の2筆です。

道路向かいです。

今回の申請地の所有者も同じ方で、一緒に購入して欲しいという希望があったそうです。

住宅の方のリフォームが終わり次第入居するという事でした。

10番(畑野委員) はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号22号から28号までの7件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第34号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号90号から104号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外22名で、設定面積は、田が1筆の430㎡、畑が30筆の45,320㎡、樹園地が21筆の21,767㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号5号・6号とも譲受人は瀬戸町の農事組合法人〇〇〇〇です。

譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さんと南九州市の〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は4筆で5,195㎡です。

売買価格は、1aあたり6万円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号90号から104号までについて、並びに所有権移転の整理番号5号及び6号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第34号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時10分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 _____

会議録署名委員 中原 敬彦 _____

会議録署名委員 俵積田 正康 _____